

令和4年度 土地改良換地士資格試験

A－1

1. これから試験を始めます。
2. 問題を読み始める前に、A－2（マークシート）の解答用紙の該当欄にあなたの受験番号を記入するとともに受験番号の英数字をぬりつぶして下さい。
3. 試験A－1は、知識に関する試験の問題で、全部で50問あります。
4. 試験問題をよく読んで、A－2（マークシート）にある当該問題番号の解答欄で正解と思う数字を一つぬりつぶして下さい。解答のぬりつぶし方は、A－2の解答記入例（ぬりつぶし方）を参照して下さい。
なお、正解は1問について一つしかないので、二つ以上ぬりつぶすと正解となりません。
5. 解答時間は、2時間30分です。

(問 1) 土地改良法の目的及び原則に関する次の文章中、**ア**から**オ**までの空欄に**最も適当なもの**を選びその番号を記入せよ。

この法律は、**ア**の改良、開発、保全及び**イ**に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、**ウ**の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、**ウ**の選択的拡大及び**エ**の改善に資することを目的とする。

土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、**オ**の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

ア	1) 土 地	2) 農用地	3) 土地改良施設	4) 耕 地
イ	1) 集団化	2) 長寿命化	3) 強靱化	4) 流動化
ウ	1) 農業経営	2) 農村地域	3) 農業構造	4) 農業生産
エ	1) 農業構造	2) 農村環境	3) 農村生活	4) 農業技術
オ	1) 水資源	2) 農業資源	3) 国土資源	4) 地域資源

(問 2) 土地改良法における用語の定義に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。
- 2 「土地改良施設」とは、農業用排水施設、農業集落排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設をいう。
- 3 「区画整理」とは、土地の区画形質の変更の事業及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする農用地の造成の工事又は農用地の改良若しくは保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。
- 4 「交換分合」とは、農用地に関する権利並びにその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利を対象とする。

(問 3) 土地改良区の設立手続に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 土地改良区設立の認可申請をする者は、2以上の土地改良事業の施行を目的として1の土地改良区を設立することができない。
- 2 土地改良区設立の認可申請をする者は、土地改良法第3条に規定する資格を有する2人以上の者でなければならない。
- 3 土地改良区設立の認可申請をする者は、土地改良事業の計画の概要、定款作成の基本となるべき事項、土地改良事業の計画及び定款の作成に当たるべきものの選任方法その他必要な事項を公告して、施行しようとする土地改良事業の一定の地域内にある土地につき土地改良法第3条に規定する資格を有する者の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 4 土地改良区設立の認可申請をする者は、土地改良事業計画及び定款を定めるため、市町村に専門的知識を有する職員の援助を求めることができ、市町村は、正当の事由がある場合を除いて、その請求を拒んではならない。

(問 4) 土地改良区の総会及び総代会に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 総代の定数は、30人以内とし、定款で定める。
- 2 組合員の数が100人を超える土地改良区は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。
- 3 総会の議事は、土地改良法又は定款に特別の定めがある場合を除いて、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 土地改良区の総会は、総組合員で組織する。

(問 5) 土地改良区の役員に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 理事、監事及び職員は、相兼ねてはならない。
- 2 理事は、必要と認めるときは、毎事業年度1回に限り、臨時総会を招集することができる。
- 3 総会は、理事以外には招集義務はない。
- 4 土地改良区は、役員が就任したときは、その氏名及び生年月日を都道府県知事に届け出なければならない。

(問 6) 土地改良事業計画に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 換地計画を定める土地改良事業でその施行に係る地域のうちに非農用地区域を含むものについては、当該土地改良事業計画に定める全ての事項において、非農用地区域とその他の土地の区域に分けて、そのそれぞれにつき定めなければならない。
- 2 土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けたときは、当該土地改良事業計画において主要工事計画及び附帯工事計画を、各区ごとに定めなければならない。
- 3 都道府県知事は、申請された土地改良事業計画の適否を決定するに当たっては、あらかじめ市町村長の意見を聴かななければならない。
- 4 換地計画を定める土地改良事業にあつては、工事に関する事項のほか、当該土地改良事業計画において換地計画の概要を定めなければならない。

(問 7) 土地改良区の定款の変更に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 定款の変更に関する総会の議事は、総組合員の3分の2以上が出席し、その議決権の3分の2以上で決しなければならない。
- 2 土地改良区は、区債又は借入金がある場合には、その債権者の同意がなければ、経費の分担に関する定款を変更してはならない。
- 3 定款の変更は、都道府県知事の認可を受けるまでは、これをもって第三者（組合員、准組合員又は施設管理准組合員を除く。）に対抗することができない。
- 4 土地改良区が新たに区画整理事業を実施する場合には、定款の変更を行わなければならない。

(問 8) 土地改良区の経費の賦課徴収に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 土地改良区は、市町村に対し、その事業に要する経費の賦課及び徴収を委任することができる。
- 2 土地改良区の事業に要する経費に充てるために賦課徴収できるのは、金銭に限る。
- 3 土地改良区の組合員は、土地改良区から賦課された金銭の徴収について、相殺をもって対抗することができる。
- 4 土地改良区は、賦課金を滞納する者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

(問 9) 抵当権に関する次の記述中、判例に照らして**誤っているもの**はどれか。

- 1 Aが所有する建物について、Bが、Aに対して有する債権を被担保債権とする抵当権の設定を受けてその登記をした後、CがAから当該建物を賃借した。その後、Cが建物をDに転貸した場合において、Bは、CをAと同視することを相当とする場合を除きCのDに対する転賃借料債権に対して、物上代位権を行使することができない。
- 2 Aが所有する建物について、Bが、Aに対して有する債権を被担保債権とする抵当権の設定を受けてその登記をした後、CがAから当該建物を賃借した。その後、AのCに対する賃料債権がEに譲渡され、当該債権譲渡について確定日付のある証書によってCが承諾した後においては、Bは自らその賃料債権を差し押さえて物上代位権を行使することができない。
- 3 Aが自己所有の不動産にBのために抵当権を設定し、その旨の登記をした後に、当該不動産をCに賃貸した場合において、Cは、抵当権者Bが物上代位権を行使して賃料債権の差押えをする前は、抵当権設定登記の後にAに対して取得した債権を自働債権とする賃料債権との相殺をもって、Bに対抗することができる。
- 4 抵当権者Bが抵当不動産の占有者Fに対し抵当不動産の明渡請求をしたにもかかわらずFが理由なくこれに応じないで違法に占有を継続する場合であっても、BはFに対し賃料相当損害金の支払を請求することができない。

(問 10) 相続に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 Aが、自己所有の甲土地をBに遺贈する旨の遺言をした後、同土地をCに贈与した場合、Aの死亡後、Cは、所有権の移転の登記を経なければ、同土地の所有権をBに対抗することはできない。
- 2 共同相続人中に特別受益者Aがいるときは、被相続人Bが相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与又は遺贈の価額を加えたものを相続財産とみなし、法定相続分又は指定相続分の規定により算定した相続分の中から、その贈与又は遺贈の価額を控除した残額をもって、Aの相続分とする。
- 3 相続財産中の甲不動産を共同相続人Aに相続させる旨の遺言は、遺産分割の方法の指定に当たるので、甲不動産をAに取得させるためには、遺産分割の手続を経なければならない。
- 4 封印のある遺言書は、家庭裁判所において相続人A又はその代理人Bの立会いがなければ開封することができないが、これに反して開封された場合でも、遺言書は無効とはならない。

(問 11) 解除に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 当事者が債務の不履行について損害賠償の額を予定した場合において、当事者の一方に債務の不履行があったときは、相手方は、解除権を行使することができない。
- 2 解除権を有する者が故意若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えた場合において、当該解除権を有する者が、その解除権を有することを知っていたときは、解除権は消滅する。
- 3 請負人が仕事を完成しない間は、請負人及び注文者はいつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。
- 4 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができるが、当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときに限り、その解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。

(問 12) 時効に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 不動産の占有者が第三者の侵奪行為によってその占有を失った場合であっても、その後、占有回収の訴えによってその占有を回復したときは、当該占有者による不動産の取得時効は中断しない。
- 2 債務者が債権者に対する借入債務につきその利息を支払ったときは、その元本債権の消滅時効は更新する。
- 3 建物の所有権を時効により取得したことを原因として所有権の移転の登記をする場合には、その登記原因の日付は、取得時効が完成した日となる。
- 4 債権は、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間、または権利を行使することができる時から10年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(問 13) 弁済に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者が債務者の意思に反してした弁済は、債権者が債務者の意思に反することを知らずに受領した場合であっても、その効力を有しない。
- 2 債権者と債務者との契約において第三者の弁済を禁止し、又は制限する旨の意思表示をしたときは、弁済をするについて正当な利益を有する第三者であっても、弁済をすることはできない。
- 3 借地上の建物の賃借人は、その敷地の賃料について債務者である土地の賃借人の意思に反して弁済をすることはできない。
- 4 債権者に対して、債務者のために第三者が弁済する場合において、第三者が債権者のために抵当権が設定されている債務者所有の不動産の第三取得者であるときは、第三者は弁済により債務者の保証人に対して債権者に代位する。

(問 14) 不動産登記に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 登記の事務は、不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の住所地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所がつかさどる。
- 2 表題登記とは、表示に関する登記のうち、当該不動産について表題部に最初にされる登記をいう。
- 3 登記記録の権利部は、甲区及び乙区に区分し、甲区には所有権、地上権及び永小作権に関する登記の登記事項を記録する。
- 4 所有権移転の登記及び抵当権移転の登記は、主登記によってされる。

(問 15) 不動産の表示に関する登記及び不動産登記法第14条第1項に規定された地図(以下、「地図」という。)についての次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 地番区域が異なる土地であっても、相互に接続している土地であれば、合筆の登記をすることができる。
- 2 土地の表題登記、分筆の登記、地積に関する変更若しくは更正の登記又は合筆の登記を申請する場合には、土地の地積測量図を添付しなければならない。
- 3 地目又は地積について変更があったときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その変更があった日から一月以内に、当該地目又は地積に関する変更の登記を申請しなければならない。
- 4 地図は、一筆又は二筆以上の土地ごとに作成し、各土地の区画を明確にし、地番及び地積を表示するものとする。

(問 16) 次に掲げるもののうち、不動産登記において**地目として定められないもの**はどれか。

- 1 田
- 2 駐車場
- 3 用悪水路
- 4 井溝

(問 17) 筆界特定制度に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。ただし、「対象土地」とは、筆界特定の対象となる筆界で相互に隣接する一筆の土地及び他の土地をいうものとする。

- 1 筆界特定登記官は、筆界の現地における位置を特定することができないときは、その位置の範囲を特定する。
- 2 対象土地の筆界について、既に筆界特定登記官による筆界特定がされているときは、対象土地について更に筆界特定をする特段の必要があると認められる場合を除いて、筆界特定の申請は却下される。
- 3 筆界特定書の写しの交付を請求することができるのは、筆界特定の申請人及び関係人に限られる。
- 4 筆界特定の申請があったときは、筆界特定の申請人及び関係人は、筆界特定登記官に対し、対象土地の筆界について、意見又は資料を提出することができる。

(問 18) 土地改良登記令の規定による代位登記に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 土地改良事業を行う者は、必要があるときは、登記名義人又はその相続人その他の一般承継人に代わって、登記名義人の住所についての変更の登記を申請することができる。
- 2 土地改良事業を行う者は、必要があるときは、相続人その他の一般承継人に代わって、相続その他の一般承継による所有権の移転の登記を申請することができる。
- 3 土地改良事業を行う者は、必要があるときは、登記権利者に代わって、抵当権の抹消登記を申請することができる。
- 4 土地改良事業を行う者は、土地改良登記令の規定による代位登記の申請に基づいて登記が完了し、登記識別情報の通知を受けたときは、遅滞なく、当該登記の登記権利者に登記識別情報を通知しなければならない。

(問 19) 土地改良法に基づく換地処分の登記に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 換地処分による登記の申請をする場合には、換地処分後の土地の全部についての地積測量図を提供しなければならない。
- 2 換地処分による登記を申請する場合に当該換地の所有者が二人以上であるときは、当該所有者ごとの持分を申請情報として提供しなければならない。
- 3 土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けて換地計画を定めた場合には、当該換地計画に係る換地処分による登記の申請は、その各区ごとにしなければならない。
- 4 換地計画において、換地と定められた土地の上に既登記の地役権が存続すべき場合において、当該地役権設定の範囲が換地の一部であるときは、換地処分による登記の申請に際し、地役権図面を登記所に提供しなければならない。

(問 20) 戸籍に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 戸籍に記載されている者がその戸籍の謄本の請求をした場合は、不当な目的によることが明らかなときでも、市町村長はその請求を拒むことはできない。
- 2 外国人と婚姻をした者がその氏を配偶者の称している氏に変更しようとするときは、その者は、その婚姻の日から六箇月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることができる。
- 3 嫡出子出生の届出は、父又は母がこれをし、子の出生前に父母が離婚をした場合には、母がこれをしなければならない。
- 4 戸籍の筆頭に記載した者でない日本人と外国人との婚姻の届出があったときは、その日本人について新戸籍を編製する。

(問 21) 土地改良法に基づく換地処分と交換分合に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 換地処分と交換分合のどちらも、2以上の市町村の区域にわたって行うことができる。
- 2 換地処分と交換分合のどちらも、農地中間管理機構を事業主体として実施することができる。
- 3 換地処分と交換分合のどちらも、その計画に基づき必要がある場合には、一時利用地を指定することができる。
- 4 交換分合は一つの土地改良事業であるが、換地処分は一つの土地改良事業ではない。

(問 22) 次の設例の場合において、**集団化率として最も近いもの**はどれか。

ただし、集団化率は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。

〔設 例〕

① 関係農家数	486戸
② 関係権利者数	601人
③ 従前の土地の筆数	2,021筆
④ 従前の土地の団地数	1,223団地
⑤ 換地の筆数	1,198筆
⑥ 換地の団地数	729団地

- 1 53.6%
- 2 58.0%
- 3 67.0%
- 4 79.4%

(問 23) 換地計画書の記載内容に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

ただし、「所有権に関する明細」をAとし、「所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細」をBとし、「その他特別の定めをする土地の明細」をCとする。

- 1 不換地（土地改良法第53条の2の2の規定により、換地を定めない土地）とする従前の土地（所有権以外の権利が設定されていない）を「Cのみ」に記載した。
- 2 所有権以外の権利として使用貸借による権利が設定されている従前の土地を「A及びB」に記載した。
- 3 所有権以外の権利として地役権が設定されている従前の土地を「Aのみ」に記載した。
- 4 市町村が道路の敷地として所有している従前の土地（所有権以外の権利が設定されていない）を「Cのみ」に記載した。

(問 24) 次の文章中、**ア**から**オ**までの空欄に入る字句の組合せで**最も適切なもの**はどれか。

換地計画において、当該換地が、特定用途用地を従前の土地とする場合にあっては当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた**ア**、特定用途用地以外の土地を従前の土地とする場合にあっては当該**イ**の土地に定めなければならない。

また、当該換地及び従前の土地について、それぞれその用途、**ウ**、土性、水利、傾斜、温度その他の自然条件及び**エ**条件を総合的に勘案して、当該換地が、従前の土地に**オ**していなければならない。

- | | | | | | |
|---|------------|------------|-------|-------|-------|
| 1 | ア) 非農用地区域内 | イ) 非農用地区域外 | ウ) 位置 | エ) 営農 | オ) 対応 |
| 2 | ア) 農業振興地域内 | イ) 農業振興地域外 | ウ) 地積 | エ) 利用 | オ) 照応 |
| 3 | ア) 農業振興地域内 | イ) 農業振興地域外 | ウ) 位置 | エ) 営農 | オ) 照応 |
| 4 | ア) 非農用地区域内 | イ) 非農用地区域外 | ウ) 地積 | エ) 利用 | オ) 照応 |

(問 25) 次の設例において、特別換地の同意（土地改良法第 53 条第 1 項ただし書の同意）を**必要とするもの**は次のうちどれか。

〔設 例〕

換地計画書中地区総計表

従前の土地の総地積（Σ O）	2, 156, 390m ²
換地の総地積（Σ S）	1, 923, 499m ²

- | | | |
|---|----------------------------------|-----------------------|
| 1 | 従前の土地5, 986m ² に対する換地 | 4, 399m ² |
| 2 | 従前の土地8, 681m ² に対する換地 | 9, 375m ² |
| 3 | 従前の土地2, 395m ² に対する換地 | 1, 720m ² |
| 4 | 従前の土地9, 880m ² に対する換地 | 10, 505m ² |

(問 26) 土地改良区が行う土地改良事業に係る換地計画において、共同減歩による創設換地（土地改良法第53条の3第1項の規定により換地とみなされる土地）に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 当該事業によって生ずる農業用排水路の用に供される土地を、当該土地を取得することが適当と土地改良区が認めた市町村が取得する場合には、金銭による清算を要しない。
- 2 共同減歩により生み出される土地の取得者は、当該換地計画において、土地改良区、市町村、農業協同組合などの中から、土地改良区が、当該土地を取得することが適当と認められる者から同意を得て定めなければならない。
- 3 当該事業の施行に係る地域内で農業を営む者が主として利用し、かつ、その大部分が利用する土地改良区の事務所の用に供される土地は、共同減歩による創設換地の対象となる。
- 4 当該事業によって生ずる土地改良施設以外の土地改良施設の用に供される土地は、共同減歩による創設換地の対象とならない。

(問 27) 特別減歩又は不換地見合いの創設換地（土地改良法第53条の3の2第1項の規定により換地とみなされる土地）に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 特別減歩又は不換地見合いの創設換地は、農業経営上必要な施設の用に供する土地として定めることができる。
- 2 特別減歩又は不換地見合いの創設換地を定める場合は、事業主体が当該土地を取得することが適当と認める者を取得すべき者として定める場合、その者の同意を要する。
- 3 特別減歩又は不換地見合いの創設換地は、特別減歩により特に減じた地積又は不換地に係る従前の土地の地積を合計した面積を超えることはできない。
- 4 特別減歩又は不換地見合いの創設換地の取得者が土地改良区である場合は、金銭による清算を要しない。

(問 28) 特別減歩（土地改良法第53条の2の2第1項の規定により従前の土地について地積を特に減じて換地を定めること）に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 質権が設定されている従前の土地を特別減歩する場合は、設定権者の同意は不要である。
- 2 永小作権が設定されている従前の土地を特別減歩する場合は、設定権者の同意は不要である。
- 3 地上権が設定されている従前の土地を特別減歩する場合は、設定権者の同意が必要である。
- 4 抵当権が設定されている従前の土地を特別減歩する場合は、設定権者の同意が必要である。

(問 29) 機能交換（土地改良法第54条の2第6項及び第7項の規定による国又は地方公共団体が所有する土地の所有権の消滅及びそれに代わるべき土地の帰属）に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 機能交換を行う水路の敷地を所有する都道府県は、権利者会議（土地改良法第52条第5項に規定する会議）の構成員ではない。
- 2 機能交換によって廃止される水路の敷地面積とこれに代わるべき水路の敷地面積に2割以上の増減があった場合は、金銭による清算を要する。
- 3 市町村が所有し、土地改良区が管理する道路の敷地は機能交換の対象とすることができない。
- 4 用途が既に廃止された河川の敷地は機能交換の対象とすることができない。

(問 30) 次に掲げる場合のうち、部分指定（土地改良法第53条第3項の規定に基づき換地を定める場合の権利又は処分の制限の目的たる土地又はその部分の指定）を**要しないもの**はどれか。

- 1 従前の土地の一部に地役権が設定されている場合
- 2 従前の土地の一部に使用貸借による権利が設定されている場合
- 3 従前の土地の一部に抵当権が設定されている場合
- 4 従前の土地の一部が国税の滞納処分による差押えの対象になっている場合

(問 31) 土地改良区が行う土地改良事業に係る換地計画において、当該土地改良区が徴収し又は支払う清算金に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 土地改良区が換地計画において当該土地改良区の事務所の用に供される土地として定められた土地を取得するときは、金銭による清算を行う必要はない。
- 2 土地改良区が換地計画において定めた清算金は、換地処分の公告があった日の翌日において確定する。
- 3 土地改良区は、換地計画において清算金を定める場合には、徴収総額と支払総額を同額にしなければならない。
- 4 土地改良区は、換地計画において定められた清算金の徴収及び支払を市町村に対し委任することができる。

(問 32) 次の設例において、従前の土地に対して換地を定めた場合、比例地積清算方式による清算金の額として**正しいもの**はどれか。

なお、清算金の額は、算出後の1円未満の端数を切り捨てたものとする。

〔設 例〕

① 従前の土地	地積 4,951m ²	評定価額 2,227,950円
② 換地	地積 5,000m ²	評定価額 2,450,000円
③ 従前の土地の総地積	254,330m ²	
④ 換地の総地積	255,654m ²	
⑤ 従前の土地の総評定価額	109,365,778円	
⑥ 換地の総評定価額	122,847,291円	

- 1 支払額 40,392円
- 2 徴収額 40,392円
- 3 支払額 52,589円
- 4 徴収額 52,589円

(問 33) 土地改良法第53条の6に規定する使用及び収益の停止に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 換地計画において、換地を定めないこととされる従前の土地は、使用及び収益の停止をすることができる。
- 2 特別減歩（土地改良法第53条の2の2第1項の規定により地積を特に減じて換地を定めること）の対象となる従前の土地は、使用及び収益の停止をすることができない。
- 3 抵当権が設定されている土地の全部について、使用及び収益の停止をする場合には、当該土地に係る所有者と抵当権者に通知しなければならない。
- 4 使用及び収益の停止は、換地処分を行う前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行うにつき必要がある場合に行うことができる。

(問 34) 次の設例において、権利者会議（土地改良法第52条第5項の規定に基づき開催する会議）を**開催するのに必要な出席者数及び議決に必要な賛成者数は、最小限それぞれ何人か。**

ただし、権利者会議の議長は出席者の中から1人選出するものとし、出席者はそれぞれ1つの権利に基づき出席するものとする。

〔設 例〕

①	所有者	165人
②	賃借権者	21人
③	使用貸借による権利を有する者	15人
④	地上権者	2人
⑤	地役権者	1人
⑥	抵当権者	9人
⑦	質権者	3人
⑧	永小作権者	2人
⑨	従前の土地の権利を有しないが、当該換地 計画により非農用地の所有権を取得する者	3団体

1	出席者数	139人	賛成者数	92人
2	出席者数	140人	賛成者数	93人
3	出席者数	141人	賛成者数	94人
4	出席者数	148人	賛成者数	98人

(問 35) 換地計画に関する次の文章中、**ア**から**オ**までの空欄に**最も適切なもの**を選びその番号を記入せよ。

土地改良区が換地計画を定めるには、その計画にかかる土地につき、当該土地改良区の**ア**が招集する土地改良法第5条第7項に掲げる権利を有する全ての者で組織する会議の**イ**に、農用地の集団化に関する事業についての専門的知識及びその事業に係る実務の経験を有する者で土地改良換地士資格試験に合格した者（土地改良換地士）の意見を聴かなければならない。

換地計画についての意見は、当該換地計画が**ウ**の業務を営む者の**エ**その他農業構造の改善に資するように定められているかどうかについての意見、当該換地計画書に記載された事項の**オ**及びその理由を記載した意見書によるものとする。

ア 1) 事務局長 2) 理事 3) 監事 4) 換地委員長

イ 1) 開催前 2) 開催後 3) 議決前 4) 議決後

ウ 1) 所有し耕作 2) 所有し養畜 3) 耕作又は採草 4) 耕作又は養畜

エ 1) 農用地の集団化 2) 生産性の向上 3) 資産価値の向上 4) 農地保有の合理化

オ 1) 妥当性 2) 評価 3) 適否 4) 当否

(問 36) 土地改良区が定めた換地計画の認可申請に係る都道府県知事による適否の決定に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 都道府県知事は、認可申請のあった換地計画の内容が、土地改良事業計画の内容と矛盾しているときは、適当とする旨の決定をすることができない。
- 2 都道府県知事は、認可申請のあった換地計画について適否を決定したときは、その旨を当該申請をした土地改良区に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、認可の申請書に係る農業委員会の同意書が添付されていない場合は、適当とする旨の決定をすることができない。
- 4 都道府県知事は、認可申請のあった換地計画について適当とする旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を公告し、20日以上相当の期間を定めてその決定に係る換地計画書の写しを縦覧に供しなければならない。

(問 37) 次の枠内に掲げる書類のうち、土地改良区が定める換地計画の認可申請書に添付する書類として**必ず必要なものはいくつあるか**。

ただし、それぞれの書類に関する換地は、当該換地計画において定められているものとする。

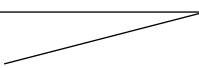
- ① 特別減歩（土地改良法第53条の2の2第1項の規定により、地積を特に減じて換地を定めること）の申出又は同意があったことを証する書面
- ② 異種目換地（農用地を従前の土地とする換地を土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内に定めること）の同意があったことを証する書面
- ③ 抵当権者の供託をしなくてもよい旨の申出（土地改良法第123条第1項ただし書による申出）があったことを証する書面
- ④ 機能交換に係る権利者が権利者会議（土地改良法第52条第5項の規定に基づき開催する会議）において、同意があったことを証する書面
- ⑤ 当該土地改良事業によって生ずる土地改良施設（土地改良法第53条の3第1項第1号の施設）に係る取得者の同意があったことを証する書面
- ⑥ 創設非農用地換地（土地改良法第53条の3の2第1項第2号の土地）に係る取得者の同意があったことを証する書面

- 1 3つ
- 2 4つ
- 3 5つ
- 4 6つ

(問 38) 土地改良区が行う換地処分に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 都道府県知事による換地処分の公告があった後でも、換地計画にかかる土地について存する地上権は、なお従前の土地について存する。
- 2 都道府県知事による換地処分の公告があった後でも、換地計画にかかる土地の上に存する地役権は、なお従前の土地の上に存する。
- 3 都道府県知事による換地処分の公告があった場合には、換地計画にかかる従前の土地について存する抵当権は、換地処分の公告のあった日から換地について存する抵当権とみなされる。
- 4 都道府県知事による換地処分の公告があった場合には、換地計画において換地を定めなかった従前の土地について存する権利は、換地処分の公告があった日の翌日に消滅する。

(問 39) 換地の組合せに関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- | | (従前の土地) | | (換地) |
|---|--|---|--------------------------------|
| 1 | 1 番 (所有者 A)
2 番 (所有者 A) |  | 101 番 (所有者 A) |
| 2 | 3 番 (所有者 B、所有権登記有)
4 番 (所有者 B、所有権登記無) |  | 102 番 (所有者 B) |
| 3 | 5 番 (所有者 C) |  | 103 番 (所有者 C) |
| 4 | 6 番 (所有者 D)
7 番 (所有者 D) |  | 104 番 (所有者 D)
105 番 (所有者 D) |

(問 40) 土地改良区が行う一時利用地の指定に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 一時利用地の指定後において、従前の土地の所有権が移転された場合には、土地改良区は改めて所有権を取得した者に一時利用地の指定を行わなければならない。
- 2 一時利用地の指定により、使用及び収益することができる者のなくなった従前の土地については、換地処分公告がある日まで土地改良区がこれを管理する。
- 3 創設農用地換地（土地改良法第53条の3の2第1項第1号の規定により換地とみなされる土地）が当該事業計画及び換地計画に定めのある場合は、当該計画における取得予定者に一時利用地の指定を行うことができる。
- 4 一時利用地の指定を行う場合には、必ず行政手続法第13条第1項第2号に規定する弁明の機会を付与しなければならない。

(問 41) 従前の土地に抵当権が設定されている次の設例の場合において、供託すべき清算金の額として、**正しいもの**はどれか。ただし、抵当権者から供託不要の申出はないものとする。

〔設 例〕

① 従前の土地の地積	1,100㎡
② 従前の土地の1㎡あたりの価格	800円
③ 従前地比例地積清算方式による1㎡あたりの増価額	30円
④ 換地の地積	900㎡
⑤ 換地の1㎡あたりの価格	950円
⑥ 抵当権の債権額	1,000,000円

- 1 25,000円
- 2 58,000円
- 3 120,000円
- 4 145,000円

(問 42) 換地計画にかかる市町村の境界又は字^{あざ}の区域の変更に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 市町村の境界変更は、総務大臣の告示により効力を生ずる。
- 3 市町村の字の区域の変更は、換地処分^{かんちふぶん}の公告があった日の翌日から効力を生ずる。
- 4 市町村の字の区域の変更は、市町村長が当該市町村の議会の議決を経て定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(問 43) 公共測量において用いられる位置の基準に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 地球上の位置を緯度、経度で表す基準としては、地球の形状と大きさに近似した回転楕円体^{えんたい}が用いられる。
- 2 平面直角座標系（平成14年国土交通省告示第9号）では、日本全国を19に区分している。
- 3 距離及び面積は、平均海面上の値で表示する。
- 4 日本水準原点の数値は、東京湾平均海面を基準としている。

(問 44) トータルステーションを用いた観測における誤差に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 距離の測定値には、気温 1℃の誤差より気圧 1 hPa の誤差の方が影響する。
- 2 位相差の測定誤差は、測定する距離に比例する。
- 3 外心誤差は、望遠鏡正と反の観測値を平均することで消去できる。
- 4 致心誤差は、測定する距離に比例する。

(問 45) 平面直角座標系において、点Bは、点Aから方向角が 60° 、平面距離が120 mの位置にある。点Bの座標値として、**正しいもの**は次のうちどれか。ただし、点Aの座標値は $x = 80.5\text{m}$ 、 $y = 115.5\text{m}$ とし、三角関数の数値は表のとおりとする。

表

$\sin 60^\circ = 0.866$
$\cos 60^\circ = 0.500$
$\tan 60^\circ = 1.732$

- 1 $x = 175.5\text{m}$ $y = 184.4\text{m}$
- 2 $x = 184.4\text{m}$ $y = 175.5\text{m}$
- 3 $x = 140.5\text{m}$ $y = 219.4\text{m}$
- 4 $x = 219.4\text{m}$ $y = 140.5\text{m}$

(問 46) 農地法に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 農地中間管理機構が、農地中間管理事業の実施により農地中間管理権を取得する場合には、農業委員会の許可を受けなければならない。
- 2 法人は、農業委員会の許可を受けて、農地の賃借権を取得することができるが、農地の所有権を取得することはできない。
- 3 登記簿上の地目が田となっている土地は、その現況のいかんにかかわらず、農地法上の「農地」として取り扱われる。
- 4 土地改良区は、遊休農地があると認めるときは、その旨を農業委員会に申し出て適切な措置を講ずべきことを求めることができる。

(問 47) 農地法に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地改良法に基づく土地改良事業により農地を転用する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 土地収用法によって収用した農地を収用の目的たる道路に供する場合には、農地法に基づき、農地の転用の許可を受けなければならない。
- 3 市街化区域内の農地を転用する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 4 都道府県知事は、同一の事業目的に供するため4ヘクタールを超える農地の転用を許可しようとする場合には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

(問 48) 農業振興地域の整備に関する法律に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 市町村は、農業振興地域整備計画を定め、又は変更しようとする場合には、交換分合計画を作成し、都道府県知事の認可を受けて交換分合を行うことができる。
- 2 農用地区域内において土地改良事業を施行しようとする者は、都道府県知事の開発行為に係る許可を受けなければならない。
- 3 都道府県知事は、都市計画法における市街化区域内であっても、農用地等として利用すべき相当規模の土地がある場合には、農業振興地域を指定することができる。
- 4 市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとする場合には、土地改良区その他の関係者の意見を聴く必要はない。

(問 49) 道路法に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 道路法に規定する道路の種類は、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道である。
- 2 都道府県道の路線と市町村道の路線とが重複する場合は、その重複する道路の部分については、都道府県道に関する規定を適用する。
- 3 市町村道に、農業用水を供給するための水管を国が設置し、継続して道路を使用しようとする場合は、道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 市町村長は、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定する場合は、都道府県知事の承諾を得なければならない。

(問 50) 河川法に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 河川管理者以外の者が河川工事又は河川の維持を行う場合は、必ず河川管理者の承認を受けなければならない。
- 2 一級河川とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したものをいう。
- 3 二級河川とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定した水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で国土交通大臣が指定したものをいう。
- 4 河川区域内の土地において土石（砂を含む）を採取しようとする者は、あらかじめ河川管理者に報告しなければならない。